

平成 28 年 10 月 5 日

## 「新管理票（搬出汚染土壌）の販売について」

「土壌汚染対策法政令を一部改正する政令 平成 28 年 3 月 18 日」により特定有害物質にクロロエチレンが追加指定されました。施行期日は平成 29 年 4 月 1 日ですが、この度、同物質を追加した「搬出汚染土壌の管理票（以下、新管理票と称す。）」を販売することになりました。

今後の購入にあたりましては、販売及び使用時期に留意して頂き、下記の事項をご確認のうえ、ご購入、ご使用の程お願い申し上げます。

なお、出えん額を含めました販売価格（101 円/部 消費税含む）に変更はございません。

### 記

#### 1. 販売時期：

- ・平成 28 年 10 月中旬～下旬
- ・「現在の管理票（以下、旧管理票と称す。）」の在庫がなくなり次第、新管理票を販売（発送）いたします。

#### 2. 留意事項

- ・新管理票は、購入次第使用できます。（平成 29 年 4 月 1 日以前より使用可能です。）
- ・旧管理票は、土壌汚染対策法対象の汚染土壌搬出の場合には平成 29 年 4 月 1 日以降使用できません。また、土壌汚染対策法対象外の汚染土壌搬出の場合には平成 29 年 4 月 1 日以降も使用できます。

更に、御社内への周知徹底をお図りいただきますようお願い申し上げます。